

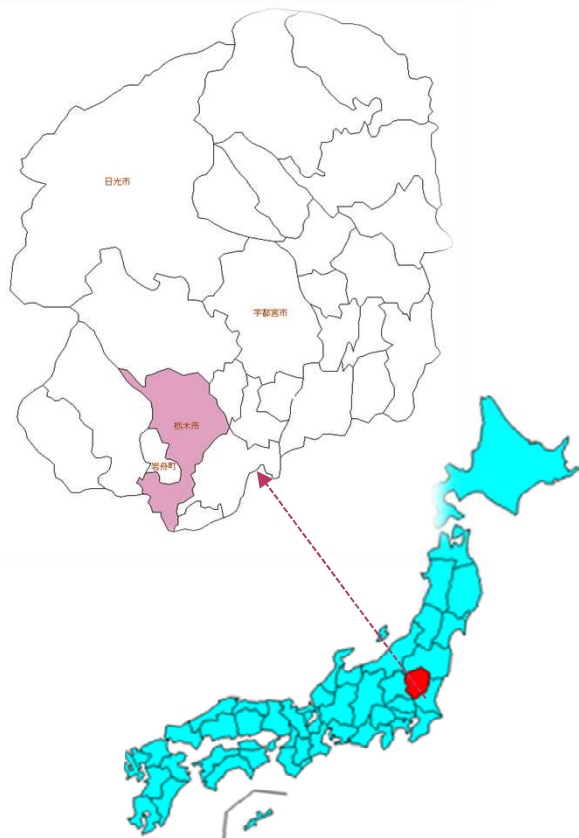
厚生労働省 第123回 市町村職員を対象とするセミナー

基幹相談支援センターの機能と 地域生活支援拠点の整備について

平成28年11月18日
栃木市障がい児者相談支援センター
相談支援専門員 渡辺純一



栃木市の紹介



栃木市は栃木県の南部にあり、中心部の旧栃木町は日光例幣使道の宿場町として、また、江戸からの舟運により、物資の集散地として栄えた町。

市街地には蔵造りの家屋が並ぶ街並みが保存されていることから小江戸、小京都などと呼ばれ、観光地としての人気も高い。市内嘉右衛門町（かうえもんちょう）は国選定重要伝統的建造物群保存地区に認定されている。

市南部にはラムサール条約登録湿地に指定されている渡良瀬遊水地を保有している。

平成22年、23年、26年と3度の合併をして現在に至る。



蔵の街 (巴波川)



岩舟山



渡良瀬遊水地



栃木市マスコットキャラクター
「とち介」

ゆるキャラグランプリ2016 全国第4位
ゆるキャラ® for チルドレン2016グランプリ

栃木市の概況

(平成28年3月31日現在)

面積	331.50km ²
人口	163,765人
世帯数	68,352世帯
高齢化率	28.31%
身体障害者手帳所持数	5,972人
療育手帳所持数	1,361人
精神保健福祉手帳所持数	815人

相談支援専門員数：32名

事業所数 (平成28年9月1日現在)

居宅介護	22
重度訪問介護	15
同行援護	12
行動援護	3
重度障害者等包括支援	0
生活介護	16
短期入所	10
自立訓練 (機能訓練)	0
自立訓練 (生活訓練)	5
就労移行支援	5
就労継続支援 (A型)	1
就労継続支援 (B型)	13
グループホーム	9
施設入所支援	5
児童発達支援	5
放課後等デイサービス	7
障害児短期入所	8
指定一般相談支援	3
指定障害児相談支援	9
指定特定相談支援	22

基幹相談支援センター設置の 経過と機能について



栃木市の基幹相談支援センター

合併前は各市町単位で直営や委託により相談支援事業を実施。
平成24年度に再編し、栃木市障がい児者相談支援センターを設置。そこに基幹機能を付加したかたちで、平成27年10月に基幹相談支援センターを設置。

【目的】

障がい者等が住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けるために、障がい者等およびご家族の生活や福祉に関する相談や、また、市内の相談支援事業者や相談支援専門員などのバックアップをしていく。

【体制】 次ページ

【主な業務内容】

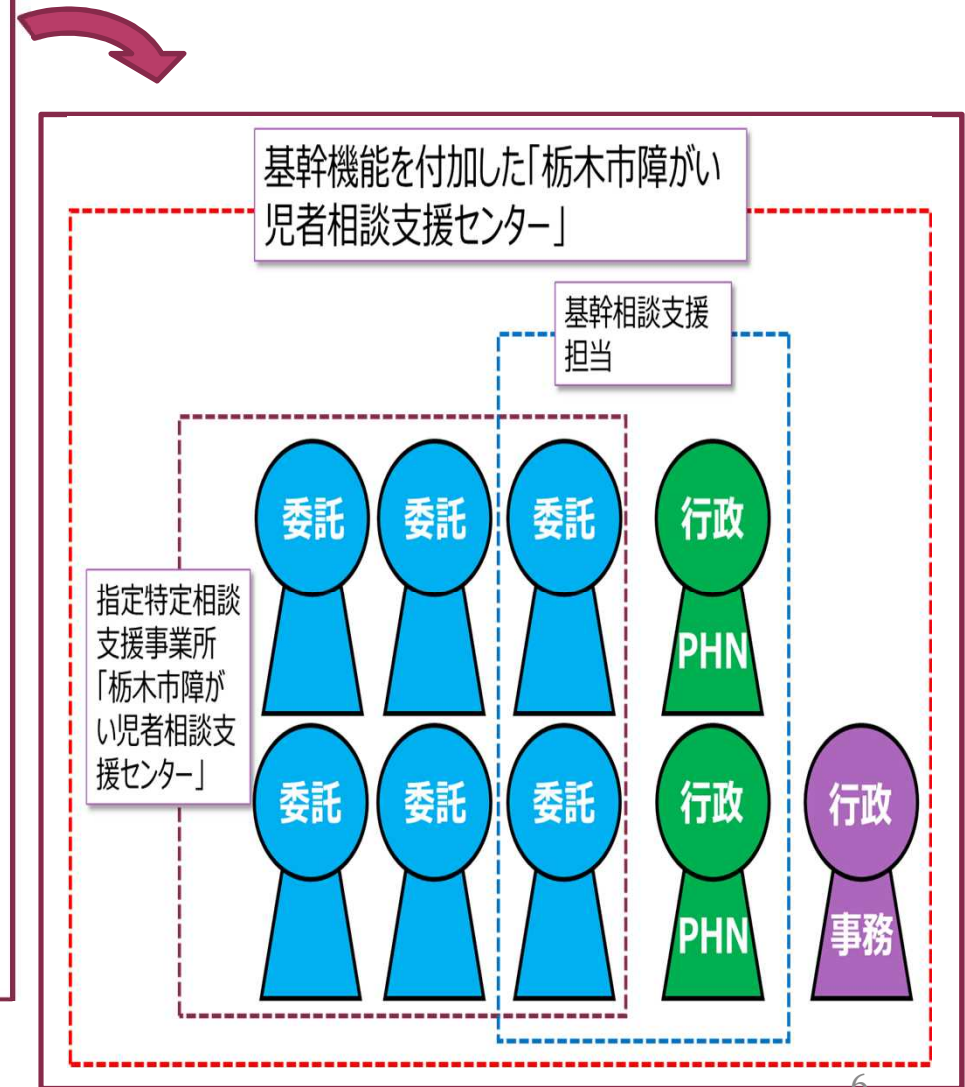
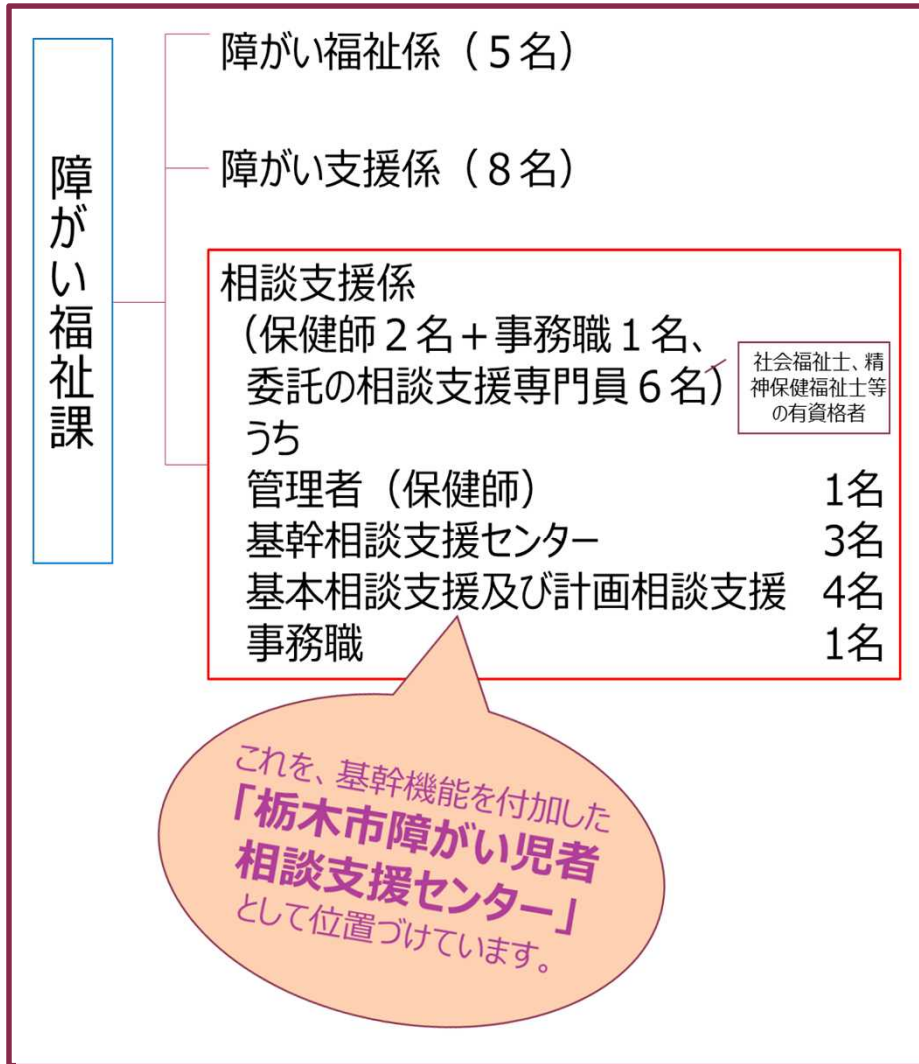
- ①相談支援専門員等の人材育成とバックアップ
- ②精神科病院等を長期入院している患者の退院支援
- ③虐待の防止および権利擁護
- ④成年後見制度の利用支援
- ⑤障がい者等が暮らしやすい地域づくり
- ⑥障がい者等の生活全般における相談 等

【設置場所】 栃木市役所障がい福祉課内

参考

栃木県では、平成28年10月1日現在、25市町中、栃木市を含む3市・1広域（4町）に基幹センターが設置されている。

平成28年4月現在の相談支援体制



栃木市の相談支援体制拡充及び基幹相談支援センターを目指す取り組み（経過と重要なポイント）

①計画相談実施を見越し、H23年度から市内の福祉サービス事業者向けに説明会を実施。その結果、H24年度当初から順調に指定特定相談事業所が設置されていった。
またH24年度からは市町合併を経て、新たな相談支援体制を確立した。

Point:市社会福祉課（当時）が体制整備を主導するなど、担当者の意識が高かった。

②「栃木市障がい児者相談支援センター」は、計画相談の実施をふまえ、一般的な相談支援だけでなく、相談支援担当者会議（自立支援協議会設置前に立ち上げた、相談支援専門員の学びと交流の場）の運営をはじめ、ネットワーク作り、人材育成、地域作り、相談支援の質の向上の取り組みを業務に位置づけ、実施してきた。

Point:計画相談の充実の取り組みを強化し、相談支援センターの役割を明確化するなど、当初から基幹的な機能を業務に位置づけた。

③計画相談は早々に取り組みを開始。事業所数と作成率が増加する中、相談支援をめぐる課題がより明確になったことで、改めて相談支援体制の拡充や委託事業と計画相談の在り方等を検討してきた。
計画相談事業者には、事例検討の実施や「困難ケース」のバックアップ等を行うことも伝えてきた。

Point:計画相談の課題（仕組みや相談支援専門員の質的向上等）の実践的抽出と改善の取り組み

④未設置だった自立支援協議会を設置（H25年）し、地域の課題を集約し検討する体制も徐々に構築。

Point:県内一番最後の設置だったが、各市町の教訓に学び整備。

⑤これらの取り組みは、改めて基幹業務だと意識し、それを整理・明確化し、栃木市における相談支援の中核的な役割を担う機関としての基幹相談支援センター設置の検討を開始。

⑥ 栃木市にとって必要な基幹機能を把握するために、市内の相談支援事業者のヒアリングを実施。（H27.5.21.～6.9 全20事業所）

⑦ H27年10月から、基幹機能を付加した新たな「栃木市障がい児者相談支援センター」として業務を開始。

地域生活支援拠点の検討も開始。新たなセンターは、拠点の中核を担う位置づけ。

Point:地域生活支援拠点等整備推進モデル事業に手をあげた市担当者の積極さ。相談支援センターと一体となり検討開始。自立支援協議会を「拠点整備シフト」に変更。これは検討体制の整備のみならず、停滞気味の協議会の仕組みを再構築する効果も狙った。

Point:ヒアリングは、H26年度栃木県相談支援体制強化研修にて検討した市の実行計画に基づいて具体化。基幹センターに期待することとして、相談支援専門員が活動しやすい地域の体制作り、事業の周知、関係機関との連携の仲介、「困難ケース」、基本相談のバックアップ、緊急対応への支援、情報提供、研修機能等を把握した。

Point: H24年度以降、日常的に相談支援専門員と市担当者間で、ケース支援や相談支援体制の拡充等について話し合いが頻繁に行われ、具体的な取り組みが進んでいった。
相談支援センターが市社会福祉課（当時）内に設置されていたことは大きいですが、双方が主体性を持ち、課題を共有し、共通の目的を持って相談しあう関係性を意識的に作り上げていったことが重要。

Point: 県自立支援協議会相談支援部会作成「人材育成及び相談支援体制構築ビジョン」の活用や、県相談支援リーダー養成研修受講者の活用等を図ってきた。

Point: 地域生活支援拠点において基幹センターはコーディネート機能等重要な役割を担うが、そのために基幹センターを設置したのではなく、栃木市に必要な障害福祉の仕組みを検討する中で、相談支援の拠点となる基幹センターが必要であると考え設置をした。

栃木市障がい児者相談支援センターの現状と課題

栃木県「人材育成及び相談支援体制構築ビジョン」の『栃木県の考え方』に基づくとりくみ紹介と検証

(1) 基本的な業務

① 総合的・専門的な相談支援の実施

- ・ 障害の種別や様々なニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施 [◎]
- ・ 計画相談等に必要な技術助言及び研修の実施 [○]

*** 障がい福祉課支給決定担当との連携、担当者への計画検証のレクチャー**

② 地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 [○]
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等） [○]

*** 相談支援ネットワーク定例会の開催(市内の相談支援事業者を対象にH24年度より定例開催(年5～10回程度)) ～計画相談や制度等に関する研修会、野中式事例検討、GSVの実施等。**

栃木市にはH24年度時点で自立支援協議会はなかったが、相談支援体制再編と計画作成スタートを機に同会議を設置、事業者と市がともに新たな相談支援体制を作る検討をした。(県内で一番早く作成率アップ)

H28年度からは事務局メンバーを指定特定の相談支援専門員に変更。まなんでもらいたい内容から自分たちが学びたい内容への変更。

*** 事業所ヒアリングの実施。課題の把握と必要な取り組みの検討。**

>> 計画相談の充実(質の向上)、モニタリング期間の検討、日常的な事例検討会の開催等

- ・ 相談支援体制の構築に関する技術助言及び研修の実施 [○]
- * 指定一般相談支援事業者を増やす取り組み(研修会の実施) 研修会后1兼新規指定申請有。**

- ・地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等） [△]
　　>> 障がい分野以外には着手できていない。全世代・全対象型地域包括支援体制モデル事業を栃木市が実施。連携強化のきっかけにしたい！

③ 地域移行・地域定着の促進の取組

- ・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 [○]
- ・ 矯正施設等を退所する障害者を含めた地域移行支援の実施 [○]
- ・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート [△]

* 地域移行・定着ケースの支援

* 指定一般相談支援事業者を増やすのための研修の実施

* 自立支援協議会「らしワーキンググループ」の設置～精神科病院での地域移行勉強会の実施、「蔵の街かど映画祭」への参画(1ブース担当し、“人生ここにあり”を上映。ピアスタッフのトーク実施)、家を探す仕組みづくり(不動産業者訪問)

④ 権利擁護・障害者虐待の防止

- ・ 成年後見制度利用支援事業の実施 [△]
 - ・ 障害者等に対する虐待を防止するための取組 [△]
- >> 体制は整備されているが、さらなる充実が必要

⑤ 自立支援協議会の運営 [○]

- * 運営会議メンバー、各WG事務局、関連会議におけるファシリテーター等
- * 地域課題の抽出の仕組みの構築

(2) 付加機能 ※長野県相談支援専門員協会「基幹相談支援センターの実態とあり方に関する調査研究」報告書より

① 困難事例への対応 [◎]

② 地域の相談支援事業所へのスーパーバイズ [○]

- * 同行訪問、事例検討会、担当者会議出席、専門機関への仲介等支援を受けた相談支援専門員の意識は向上している。
- >> 支援依頼は特定の事業所に限られている現状。

③ 地域の障害者に関する社会資源の把握と情報発信 [○]

- * 「社会資源マップ」発行(市内全事業所の詳細情報)、メール等による情報提供

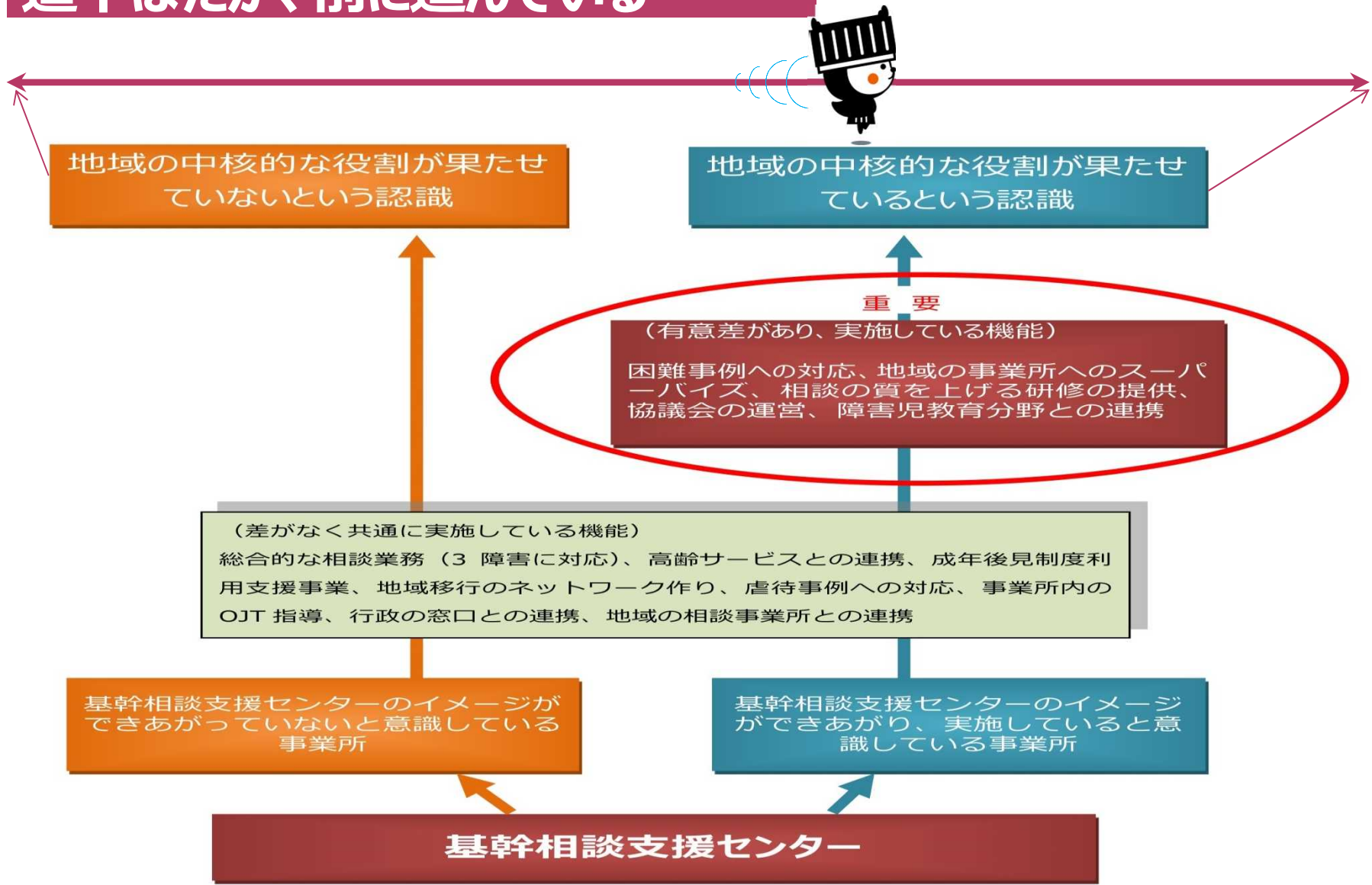
- ④ 相談支援の質の向上のための研修 [○]
* 相談支援ネットワーク定例会にて実施
- ⑤ 障害児教育分野との連携 [△]
* 特別支援学校の先生向けの相談支援事業説明会を実施。今後事業者との意見交換会実施を検討中
- ⑥ 障害者の理解に向けた普及啓発 [△]
- ⑦ 当事者活動の推進・支援 [○]
* 映画祭参画を協議会主導からピアスタッフ主導型へ
- ⑧ 委託相談支援事業所の後方支援 [○]

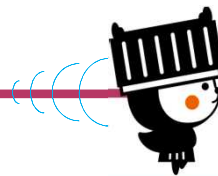
(3) その他

地域生活支援拠点に関する各種取り組み

- * 体制整備について、常に行政と連携して取り組んでいる。
- * 拠点整備のための各種取り組みは、市の障がい者支援体制整備や基幹センター強化の取り組みと共通することが多いため、常にそれを意識しながら進めている。

栃木市の基幹センターの取り組みは道半ばだが、前に進んでいる





基幹相談支援センターとして
十分機能していない

基幹相談支援センターとして
十分機能している

原因

基幹相談支援センターのイメージがで
きあがっていないとの意識

原因

基幹相談支援センターのイメージがで
きあがり、実施しているとの意識

現状（結果として起こっていること）

- ・設置の仕方では、専従職員が配置されていない率が高い。
- ・相談支援事業所と併設、業務の内容が分離できない。
- ・困難事例の総合相談に対応し切れていない。
- ・協議会との連携がうまくいっていない。
- ・利用計画の評価をしている割合が少ない。
- ・地域移行に関する専門職間のネットワーク作りをしている事業所が少ない。
- ・権利擁護に関しては地域の実態把握、普及・啓発まで実施できていない。
- ・日曜日の窓口を休みにしているところが多い。

現状（結果として起こっていること）

- ・設置の仕方では、専従職員が配置されている率が高い。
- ・基幹センターとしての業務の内容を実施。
- ・困難事例の総合相談に対応している。
- ・協議会との連携がうまくいっている。
- ・利用計画の評価をしている割合が高い。
- ・地域移行に関する専門職間のネットワーク作りをしている事業所が多い。
- ・権利擁護に関しては地域の実態把握、普及・啓発まで実施している。
- ・日曜日の窓口を開いているところが多い。

行政主導で設置・安易に委託

協議会で検討して設置等

基幹相談支援センターの課題

栃木市の基幹相談支援センターは、率直に言って自立支援協議会での検討が不十分だった点がありますが、「走りながら」機能を整理・充実させてきています。一度立ち止まって課題を整理してみます。

- 1、栃木市の障がい者福祉、相談支援体制拡充のための中長期的な計画の作成
 - ・「栃木市くらしだいじネット」の取り組みを核に、障がいがあってもなくても、安心してその人らしく暮らせる地域のデザインを描く
- 2、相談支援専門員がやりがいを持って働ける環境の整備
 - ・相談支援業務のツールの改善・開発や、相談支援専門員が一人で抱え込まない仕組み作り、仲間づくり、スキルアップ
- 3、多職種、他分野との包括的連携体制
 - ・チーム支援の推進、ネットワークの確立、地域ケア会議の実施
- 4、事例検討の実施
 - ・困ったら事例検討する文化の醸成、「困難事例」の分析と共有

5、人材育成

- ・多様なケースに対応できる人材、専門的人材、栃木市の次代を担う人材、リーダーの養成、OJT

6、自立支援協議会の充実

- ・地域課題の共有、課題解決プロジェクト、協議会メンバーの主体性の発揮、活動の分析と報告書の作成、情報発信機能の充実

7、当事者が輝ける地域に

- ・当事者の力の活用、当事者活動の構築と支援

8、地域移行・地域定着

- ・指定一般事業者の増加、病院・施設への普及啓発、意欲喚起・意思表示支援等の取り組み

9、基幹相談支援センターの活動充実と評価

- ・行政、基幹、委託の業務の整理、チームづくり（真に行政と基幹、委託が力を発揮できるように）
- ・客観的視点を持って常に自己分析と業務改善

栃木市障がい児者相談支援センターの 目指す方向（私見）

平成27年度全国相談支援ネットワーク研修・プレ大会
半田市障がい者相談支援センター 徳山副センター長さんの資料1ページ目を拝借します。



結論から・・・

『基幹相談支援の役割は
地域福祉の基盤整理
（土台作り）』

地域生活支援拠点等整備推進モデル事業 実施報告



栃木市では、厚生労働省平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業を実施しました。

(1) 事業目的

- 準備委員会において、多機能拠点整備型、面的整備型の整備手法の採用も含めた検討を行うことにより、市の地域生活支援拠点を整備する。
- 複数の法人が運営主体として参画することにより、特に既存の福祉サービスでは対応が不十分な状況である緊急時の対応を中心とした支援体制を構築する。

地域生活支援拠点に求められる5つの機能のうち、栃木市で優先的に取り組む課題



(2) 事業実施主体 栃木市

モデル事業で取組んだこと

① 準備委員会の開催

自立支援協議会に準備委員会を設置し、相談支援担当者会議と連携し、地域の特性に合った整備方針等について検討を行う。

② 研修会の開催

障害者の地域生活支援に関して知見を有する専門家を招聘し、準備委員会の委員や相談支援事業者を含めた関係者、一般市民向けの研修会を開催

③ 緊急時対応に関する調査

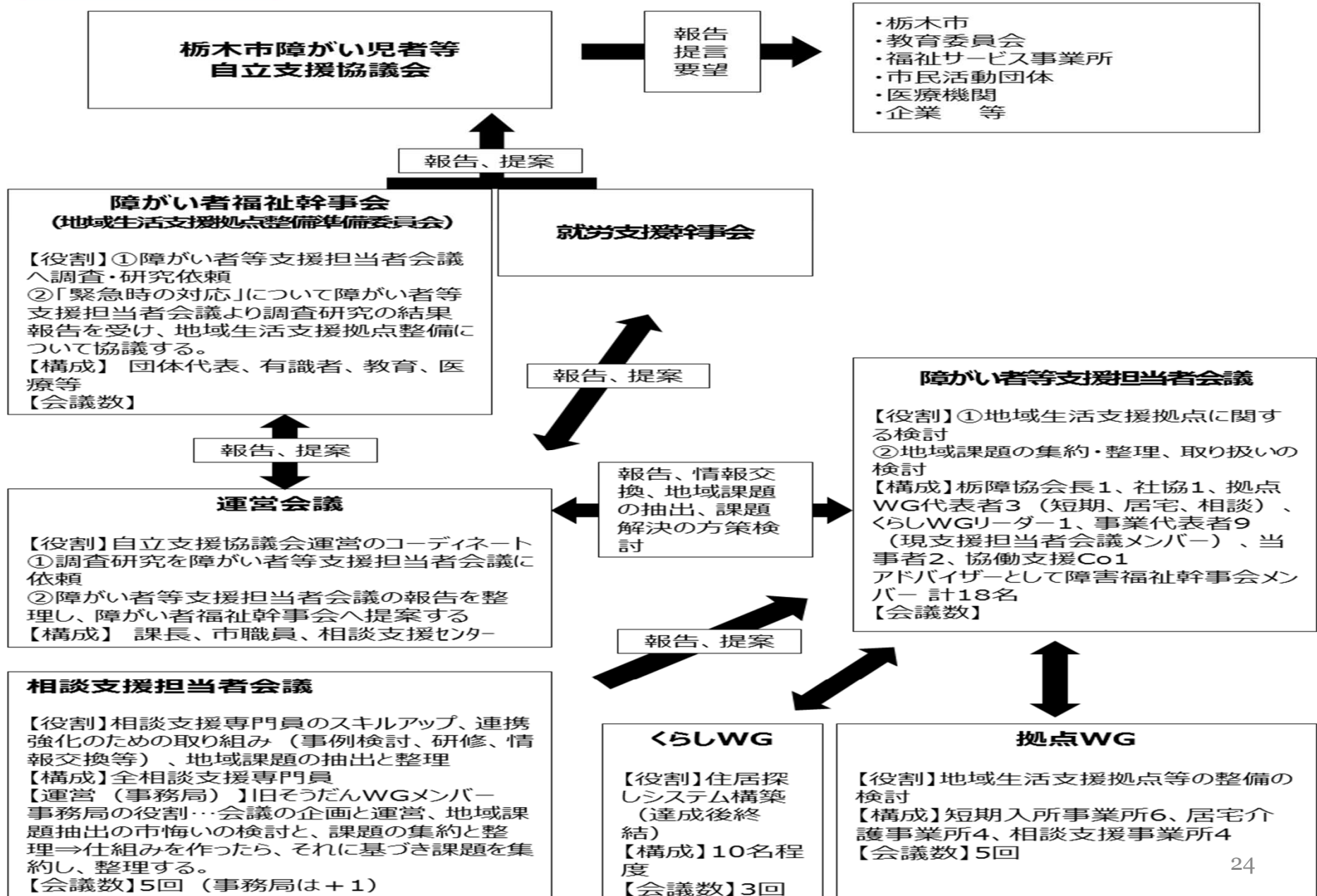
目的：過去に起きた緊急時の対応についての調査を実施し、緊急事態が起きた際の適切な支援や必要な社会資源等を把握する。
対象：福祉サービス事業所

④ 体験短期入所事業

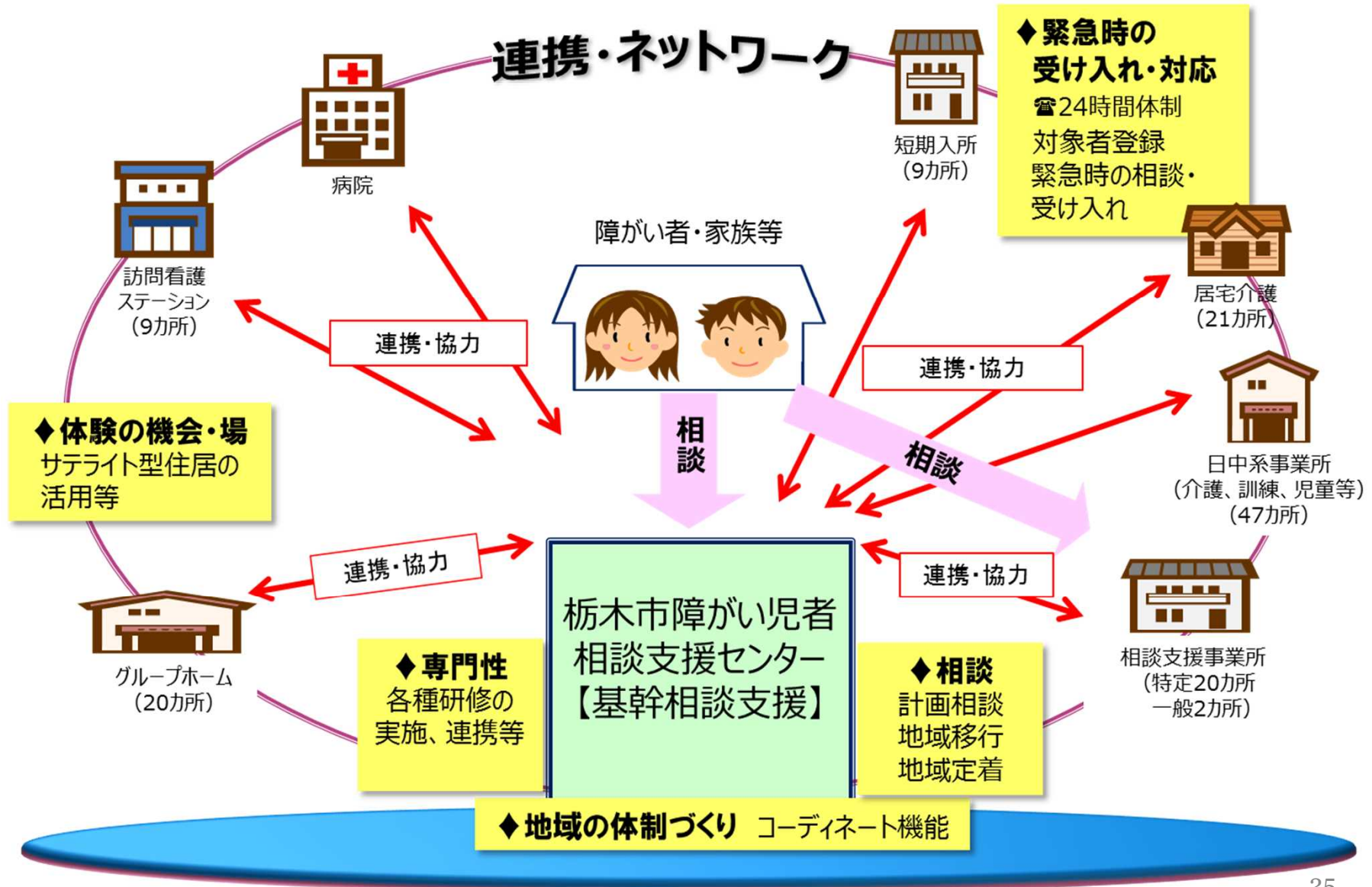
障害者のニーズや地域の課題を検証する必要があるため、短期入所の支給決定していない障がい者に体験利用してもらうことにより、課題等を整理し、H28年度以降の本格実施に向けた準備を行う。

検討体制

栃木市障がい児者等自立支援協議会 (平成28年度における役割)



栃木市地域生活支援拠点(面的整備型)



事業内容

1. 準備委員会等の開催 … 自立支援協議会に準備委員会を設置し、市内相談支援専門員の定例会議（相談支援担当者会議）と連携し、地域の特性に合った整備方法について検討した。

自立支援協議会		報告・提案 ←	相談支援担当者会議	
準備委員会			8月20日	・地域生活支援拠点等整備について説明 ・整備方針の提案
7月31日	・準備委員会を設置し、整備方針の協議		10月15日	・GW「こんな社会資源があるといい」
1月29日	・検討結果や調査等の報告 ・平成28年度整備計画の協議		11月12日	・GW「緊急時のための資源について」
障がい者等支援担当者会議			1月21日	・緊急時対応を入れたサービス等利用計画 ・GW「ケースの緊急時対応をどう考える」
11月24日	・整備方法の協議		2月18日	・GW「モデルケースから緊急時を考える」
2月29日	・検討結果や調査等の報告 ・平成28年度整備計画の協議			

2. 研修会の開催

講演会・シンポジウム等		参加者
9月18日	上越市における地域生活支援拠点の整備について 講師：社会福祉法人みんなでいきる 片桐公彦 氏	事業所職員、障害者団体 95名
12月5日	ひとまかせにしない！みんなで考える地域生活支援拠点 講師：全国手をつなぐ育成会連合会政策センター委員 又村あおい氏	一般市民、障害者団体 83名
12月16日	地域生活支援拠点等の整備について ～利用者中心の事業展開～ 講師：長野県地域支援力向上スーパーバイザー 福岡寿 氏	事業所管理者 相談支援専門員 68名

事業内容

3. 緊急時対応に関する調査 … 緊急事態が起きた際に適切な支援や必要となる社会資源等を把握するため、過去に起きた緊急時の対応について、福祉サービス事業所に対して実態調査を行った。

対象	相談支援	短期入所	居宅介護
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態の内容 ・対応した方法 ・課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・件数 ・受け入れた日数 ・受け入れ不可の件数 	<ul style="list-style-type: none"> ・件数 ・受け入れた時間数 ・受け入れ不可の件数
結果	本人・介護者の病気、事件・事故、問題行動であった。居宅介護、短期入所、移動支援等で対応したが、夜間の支援や福祉サービスでは支援が足りないことが課題であった。	平成27年1～12月 <ul style="list-style-type: none"> ・24件 ・176日(平均7.3日/件) ・受け入れ不可 6件 理由:満床、障害特性 	平成27年1～12月 <ul style="list-style-type: none"> ・47件(平均3.9件/月) ・66h(平均5.5h/月) ・受け入れ不可 5件 理由:支援内容

4. 体験短期入所事業 … 緊急時の備えとして、利用者が短期入所を利用しやすくなるために体験を実施した。また、事業所は緊急時を想定した支援のデモンストレーションを行った。

	利用者	事業所
対象	短期入所を利用したことがない障がい者	市内すべての事業所(8か所)
内容	通常と同様に利用するが、不安が高い利用者は宿泊せずに終了することや家族同伴も可能とする	通常通りに支援するが、緊急時を想定するため一部の利用者の情報を制限された中で支援を行う
実施	<ul style="list-style-type: none"> ・17名(身体6名、知的13名、発達3名) ・宿泊なし3名、同伴1名 	<ul style="list-style-type: none"> ・7か所(被災により1か所中止) ・支援人数 2～3名/事業所
感想	<ul style="list-style-type: none"> ・体験により初めて利用できてよかった ・今後の生活に明るさが見えた ・突発でも預けられるようにしてほしい ・新しい所が苦手なので自宅の方がよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報は多い方が支援の質が上がる ・医療、食事の情報は最低限ほしい ・情報収集が困難な時にどう支援するか ・夜間に急に利用される場合は不安

必要な機能の具体的な実施内容

	現在の状況	実施内容および今後の方針
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・特定相談支援事業所 19か所 ・一般相談支援事業所 2か所 ・基幹相談支援センター 1か所 ・一般相談支援事業所数が増加せず、地域移行支援・地域定着支援の実績も少ない。 ・一般相談支援事業所の指定はとらずに夜間体制をとっている事業所も数か所ある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応を行っている事業所には一般相談支援事業所の指定を受けてもらう。 ・特定相談支援事業所に対して、地域移行支援・地域定着支援についての研修等を実施し、一般相談支援事業所の増加を図る。
体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム 20か所 ・地域移行支援 2件 ・高齢の親がいる障がい者やその家族からGHのニーズは増えている。 ・空いているGHが少なく、体験する場がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サテライト型住居の活用等、柔軟な整備方法で一人暮らしやグループホームの体験ができるように関係機関と連携を図る。
緊急時の受入・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所事業所 9か所 ・居宅介護事業所 21か所 ・緊急事態を把握した事業所が独自に対応しているケースが多い。 ・満床の短期入所事業所が多く、空いている事業所を探すことが困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所事業所と居宅介護事業所により緊急時の受け入れ体制を確保する。 ・緊急時に基幹相談支援センターがコーディネートし、短期入所事業所や居宅介護事業所等と連携を図り、迅速に対応する。 ・短期入所等の空き情報を共有できるような仕組みを検討する。

必要な機能の具体的な実施内容

	現在の状況	実施内容及び今後の方針
専門的 人材の 確保・ 養成	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所に対して定期的な事例検討や社会資源に関する研修を実施している。 ・介護から始まった居宅介護事業所は障がいに対する支援を苦手としている事業所もあり、困難なケースの支援は一部の事業所に限られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所のみでなく、短期入所事業所、居宅介護事業所に対しても研修を実施する。内容はそれぞれにニーズを調査し、困難を感じている障がいや支援内容について研修を実施する。
地域の 体制づ くり	<ul style="list-style-type: none"> ・H25.10月～ 自立支援協議会 ・H24. 4月～ 委託相談支援センター ・H27.10月～基幹相談支援センター ・相談支援担当者会議により地域の課題抽出を行っている。 ・相談支援事業所に対して訪問によりヒアリングを実施し、地域の課題や要望等を意見交換している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援に関する事業所が連携して支援できるように基幹相談支援センターが地域のコーディネーターとなってネットワークを構築する。 ・自立支援協議会と相談支援担当者会議の連携を強化し、抽出された地域課題の対策を検討して取り組む。 ・重度心身障がい者や難病患者等の支援については、医療関係機関との連携が不可欠であり、専門性の高い支援ができるように体制を構築していく。

事業実施の結果及び今後の課題・方針

- 相談支援担当者会議の準備委員会の連携を強化したことから、地域に点在する多くのニーズや課題が準備委員会に集約された。特にニーズの高かった「緊急時の受け入れ・対応」について、優先的に整備を行った。多数のサービス事業所がそれぞれの強みを生かせるよう面的整備型を選択した。
- 準備委員会や関連する会議の繋がりを重視し、繰り返し意見交換を行ったことで、同職種での意見交換や他機関とのネットワークの構築だけでなく、専門性を高めるモチベーションにもなった。
- 重度心身障がい者や難病患者等の支援については、医療機関との連携が不可欠であり、医療・福祉のネットワークや専門性を高めていくことが必要である。
- 相談支援の充実をはじめ、地域移行支援の推進のための指定一般相談事業所の増加、より気軽に一人暮らしの体験等ができるようグループホームを増加する等、基盤整備をしていくことが必要である。

栃木市の相談支援体制

平成24年4月	相談支援専門員 3 人が別々の事務所に従事していたのを市役所の社会福祉課内に事務所を置く。(社会福祉課が指定特定相談支援事業所となり、市内2法人から出向)
平成25年5月	相談支援専門員 4 人体制に。
平成26年4月	相談支援専門員 5 人体制に。(合併に伴う)
平成27年10月から	相談支援専門員 2 名 + 保健師 (市職員) 1 名を基幹相談支援センターとして位置づける。(従来のセンターに基幹機能を付加)
平成28年4月から	社会福祉課を福祉総務課と障がい福祉課の 2 課に分け、障がい福祉課内に相談支援係を設置。相談支援専門員 6 人体制に。(市内4法人)

平成28年度栃木県地域生活支援拠点体制整備モデル事業 として、緊急時支援の試行運用を開始(11月～)

栃木市の地域生活支援拠点の名称

栃木市くらしだいいじネット

「だいいじ」とは、栃木の方言でだいいじょうぶ（大丈夫）という意味。
使い方は「おめえ、だいいじけ～？」「だいいじだよ。だいいじ、だいいじ！」
というように、相手を気遣う、やさしさあふれる言葉。

そして一般的にはもちろん、「大切」という意味合いもあります。

だからこの名称には

心配なことがあっても・起きても、みんなで支えるから「だいいじ」だよ。
あなたらしい暮らしを「大事」にしていこう、という意味が込められてい
ます。



モデル事業補助金を活用しての体制整備

- ① 24時間の相談支援体制のための休日や夜間の携帯電話による緊急連絡体制
- ② 緊急時を支援するためのコーディネート機能
- ③ 緊急短期入所、緊急駆けつけ（相談支援専門員、居宅介護事業者、日中系事業所等）に係る人件費等に係る委託料の予算づけ
- ④ 地域内関係者、関係機関のコンセンサスづくり
 - ・ 自立支援協議会の組織メンバーが、長野県上小圏域及び北信圏域への視察研修。
 - ・ 指定一般相談支援事業者を増やすための研修会（講師：一般社団法人ソラティオ 岡部正文氏）開催 等。

緊急時支援のフロー図

★…基幹センターの主な役割

《登録制》福祉サービス開始時等に登録（市に登録申請書及び台帳を提出）

登録A サービス等利用計画あり 登録B サービス等利用計画なし

登録C 福祉サービスを利用していない登録希望者

※ サービス等利用計画（別紙1）に緊急時対応に必要な情報を記載

※ 担当者会議にて各事業所、関係機関と情報を共有

※ 登録内容に変更が生じた場合は、登録変更届を提出

《緊急事態発生》

登録A

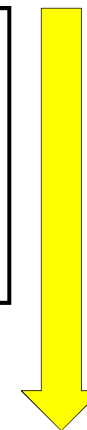


登録B
登録C
未登録

相談窓口 (1)指定特定相談支援事業所 (2)指定一般相談支援事業所

【対応日時】 〈平日8:30～17:15〉 〈24時間 365日〉

【支援手順】 ①状況・情報を確認
②栃木市障がい児者相談支援センターへ連絡



★ **コーディネート機能 栃木市障がい児者相談支援センター**

【対応日時】 〈24時間365日〉

【支援手順】 ①支援方法の検討 ②受け入れ先へ対応依頼

受け入れ体制 1 緊急短期入所 2 緊急居宅介護 3 駆けつけ対応

【対応日時】 〈24時間365日〉

【支援手順】 ①状況・情報を確認（センターから確認）
②受け入れ準備（駆けつけ対応など）
③受け入れ開始

【対応期間】 1週間以内

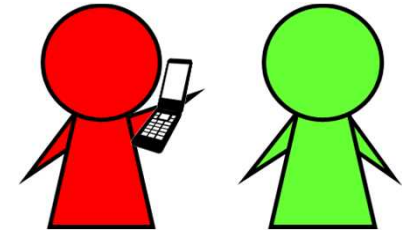
受け入れ後支援体制

★ センターは、関係機関を招集し、迅速に今後の支援方針を検討

緊急事態が回避された時点で緊急時対応終了

「栃木市くらしだいじネット」(試行運用) における基幹相談支援センターの役割

- ① 交代制による夜間休日の緊急受付当番
- ② 緊急時支援のコーディネート機能及び緊急受け入れ後の支援コーディネート
* 少しでも早く元の生活を取り戻し、再発を予防する。
- ③ 各相談支援事業者におけるケア会議の実施
* 登録者を中心に、緊急時支援や将来の生活を見据えた支援を検討。平時からこれらを考え、必要な支援をすることで、リスクを減らすことができる。
- ④ 緊急時に対応できる専門人材の育成
* 居宅介護事業者の研修会を実施中。
- ⑤ 自立支援協議会において試行運用の検証、機能追加の検討



1週間交代で8名(相談支援専門員6、行政4)が携帯電話を持つ。緊急時対応の判断をする相談相手として、もう一名当番を置く。組み合わせは必ず[相]と[行]

今年度の試行を踏まえ、来年度以降への課題検討

- 医療的ケアが必要な障がい児や難病患者の支援のための社会資源の開発や関係機関との連絡調整。
- 医療ケアが必要な方の緊急時支援体制整備(メディカルショートステイ等)
- 短期入所やグループホーム等の空き情報を共有できるようなオンラインストレージの開発。
- 一人暮らし体験の場の確保。グループホームのサテライト型住居の増加や障がい福祉サービス事業所の空きスペース（居室）の利用等。
- 相談支援機能の充実(基幹センターにおけるコーディネート機能の充実、指定特定相談支援事業所のスキルアップ)
- 地域移行、地域定着の推進のための体制整備。
- 地域力の向上、専門的人材の確保、養成、連携。

基幹相談支援センターの設置、地域生活支援拠点整備の取り組みをしてよかったこと

○ 停滞気味だった自立支援協議会の仕組みを見直すきっかけとなった。全体の流れの明確化、各セクションの連携等、重層的な仕組みを再構築することができた。

○ 地域生活支援拠点は、障がい者の地域生活を考えるうえで大切なテーマで、自立支援協議会での検討にうってつけ。栃木市は面的整備を選択したことで、各種調整は大変ではあるが、「みんなで取り組む地域生活支援」「みんなで栃木市を盛り上げていこう」という意識が広がりつつある。

○ 基幹相談支援センターを設置の機能を十分整理しきれていなかったが、拠点の検討を契機に、その役割・機能を徐々に整理できつつあり、次年度の体制整備の検討が始まった。市・基幹・委託のそれぞれの役割意識や自覚も高まっている。